ヒト幹細胞を用いる臨床研究実施計画の申請に関する 参考資料

0	ヒト幹指針への適合性が承認され我が国で実施されているヒト幹細 胞臨床研究の一覧	P1
0	厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員 会委員名簿	P2
0	「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づく審査の流れ	Р3
0	ヒト幹細胞臨床研究に関する指針 (平成 18 年原生労働省告示第 425 号)	P4

ヒト幹指針への適合性が承認され我が国で実施されているヒト幹細胞臨床研究の一覧

2010年3月現在

番号	申請機関	研究機関の長	研究責任者	研究課題名	申請日	大臣意見	2010年3月現在
			***************************************				研究期間
1	大阪大学医学部	遠山 正弥	澤 芳樹	虚血性心疾患に対する自己骨髄由来CD133陽性細胞移植に関する臨床研究	2007/3/5	2007/10/25	H23年10月まで
. 2	東海大学医学部	猪子 英俊	持田 譲治	自家骨髄間葉系幹細胞により活性化された椎間板髄核細胞を用いた椎間板再生研究	2007/4/13	2008/1/24	. H22年3月まで
3	国立循環器病センター	橋本 信夫	成富 博章	急性期心原性脳塞栓症患者に対する自己骨髄単核球静脈内投与の臨床応用に関する臨床研究	2007/5/7	2007/10/25	H22年8月まで
4	京都大学医学部	内山 卓	芦口田 淳也	大腿骨頭無腐性壊死患者に対する骨髄間葉系幹細胞を用いた骨再生治療の検討	2007/6/1	2007/10/25	H23年3月まで
5	京都大学医学部	内山 卓		月状骨無腐性壊死患者に対する骨髄間葉系幹細胞を用いた骨再生治療の検討	2007/6/1	2007/10/25	H23年3月まで
6	信州大学医学部附属病院	勝山 努	加藤 博之	青七年者の有痛性関節内軟骨障害に対するI型コラゲンを担体としたヒト培養自己骨髄間葉系細胞移植による軟骨再生研究	2007/10/1	2009/1/21	H24年1月まで
7	信州大学医学部附属病院	勝山 努	加藤 博之	青七年者の四肢良性骨腫瘍および骨腫瘍類似疾患掻爬後の骨欠損に対するβ-リン酸三カルシウムを担体 としたヒト培養自己骨髄間葉系細胞移植による骨欠損修復研究	2007/10/1	2009/1/21	H24年1月まで
8	慶應義塾大学医学部	末松 誠	坪田 一男	角膜上皮幹細胞不全症に対する培養上皮細胞シート移植	2008/1/16	2009/1/21	H23年1月まで
9	北野病院	山岡 義生	塚本 達雄	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2008/6/17	2009/5/1	H24年1月まで
10	札幌北楡病院	笠井 正晴	堀江 卓	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2008/9/4	2009/5/1	H24年1月まで
11	湘南鎌倉総合病院	塩野 正喜	小林 修三	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2008/9/19	2009/5/1	H24年1月まで
12	虎の門病院	山口 徹	高市 憲明	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2008/9/19	2009/5/1	H24年1月まで
13	京都府立医科大学	山岸 久一	松原 弘明	重症慢性虚血性心不全に対するヒト心臓幹細胞と幹細胞増幅因子bFGFのハイブリッド自家移植療法の検討	2008/12/12	2009/9/10	H23年9月まで
14	(財)先端医療振興財団	西尾 利一	黒田 良祐	難治性骨折(偽関節)患者を対象とした自家末梢血CD34 陽性細胞移植による骨・血管再生療法に関する第 I・II 相試験	2008/12/18	2009/9/4	H24年3月まで
15	大阪大学医学部附属病院	林 紀夫	澤 芳樹	重症心筋症に対する自己由来細胞シート移植による新たな治療法の開発	2008/12/25	2009/7/30	H23年7月まで登録期間
16	松本歯科大学	森本 俊文	上松 隆司	ヒト培養自己骨髄間葉系細胞移植による顎骨増生法の確立	2008/12/25	2009/9/10	H24年9月まで
17	東邦大学大森病院	山崎 純一	水入 苑生	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/3/11	2009/9/4	H24年1月まで
18	千葉東病院	山岸 文雄	岩下 カ	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/3/31	2009/9/4	H24年1月まで
19	市立函館病院	吉川 修身	森下 清文	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/4/20	2009/9/4	H24年1月まで
20	青森県立中央病院	吉田 茂昭	久保 恒明	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/4/28	2009/9/4	H24年1月まで
21	東京医科歯科大学医学部	大野 喜久郎	金子 英司	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/8/20	2010/2/25	H24年1月まで
22	(社)有隣厚生会東部病院	牧野 恒久	花田 明香	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/8/21	2010/2/25	H24年1月まで
23	(医)天神会新古賀病院	福山 尚哉	古賀 伸彦	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/8/24	2010/2/25	H24年1月まで
24	島根大学医学部	吉岡 章	竹谷 健	末梢動脈疾患患者に対するG-CSF動員自家末梢血単核球細胞移植治療のランダム化比較試験	2009/12/2	2010/2/25	H24年1月まで

厚生科学審議会科学技術部会 ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会委員名簿

氏名 所属・役職

青木 清 上智大学名誉教授

阿部 信二 日本医科大学呼吸器感染腫瘍内科部門講師

位田 降一 京都大学大学院法学研究科教授

掛江 直子 (独) 国立成育医療研究センター研究所成育保健政策科学研究室長

春日井 昇平 東京医科歯科大学インプラント・口腔再生医学教授

貴志 和生 慶應義塾大学医学部形成外科教授

木下 茂 京都府立医科大学眼科学教室教授

小島 至 群馬大学生体調節研究所所長

島崎 修次 杏林大学救急医学教室教授

高橋 政代 理化学研究所神戸研究所網膜再生医療研究チームチームリーダー

戸口田 淳也 京都大学再生医科学研究所組織再生応用分野教授

○ 永井 良三 東京大学大学院医学系研究科循環器内科学教授

中畑 龍俊 京都大学 iPS 細胞研究所臨床応用研究部門疾患再現研究分野特定

拠点教授

中村 耕三 東京大学大学院医学系研究科整形外科学教授

前川 平 京都大学医学部付属病院輸血部教授

松山 晃文 先端医療振興財団先端医療センター研究所膵島肝臓再生研究グル

ープグループリーダー

水澤 英洋 東京医科歯科大学大学院脳神経病態学教授

湊口 信也 岐阜大学大学院医学研究科再生医科学循環病態学・呼吸病学教授

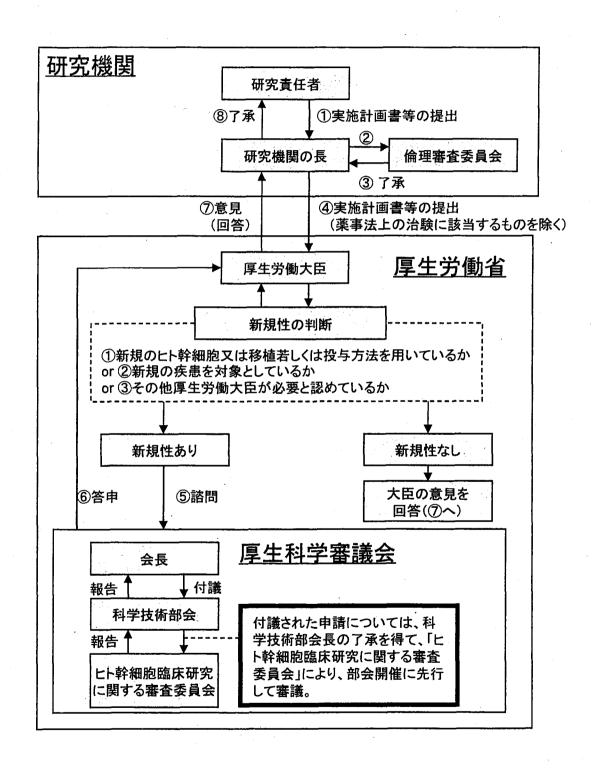
山口 照英 (独) 医薬品医療機器総合機構生物審査第一部

テクニカルエキスパート

(敬称略)

〇:委員長

「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づく手続きの流れ



ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

平成18年7月3日厚生労働省

日次	· ·	
第1章	総則	1
第 1	目的	1
第2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	適用範囲	2
第4	対象疾患等	3
第5	基本原則	4
1,	有効性及び安全性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	倫理性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	被験者等のインフォームド・コンセントの確保	4
4	品質等の確認	4
5	公衆衛生上の安全の配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	個人情報の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	研究の体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 1	研究の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	すべての研究者等の基本的な責務	5
2	研究者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	研究責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
5		15
6		15
7		16
第2		17
1		17
2		18
3		18
第3章	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
第1		18
1		18
2		18
3	提供者となるべき者に対する説明事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	代諾者からのインフォームド・コンセント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	提供者が死亡している場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
. 6	手術等で摘出されたヒト幹細胞を利用する場合	19
7		19
第2	採取段階における安全対策等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
ANT A SEE	1. 1 ±A4mph = ===±10mpk; = +, + 1 = +, - A + 14m4+	

ı
J
_

1	品質管理システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2	細菌、真菌、ウイルス等による汚染の危険性の排除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3	その他	21
第5章	ヒト幹細胞の移植又は投与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第1	被験者の人権保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1	被験者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	インフォームド・コンセント	21
3	被験者となるべき者に対する説明事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4	代諾者からのインフォームド・コンセント	22
第2	移植又は投与段階における安全対策等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	ヒト幹細胞に関する情報管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	被験者の試料及び記録等の保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	被験者に関する情報の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第6章	雑則	23
第 1	見直し	23
第2	施行期日	23

第1章 総則

第1目的

ヒト幹細胞を用いる臨床研究(以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。)は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものである。

この指針は、こうした役割にかんがみ、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究にかかわるすべての者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによ 5。

(1) ヒト幹細胞 ヒトから採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、多分化能を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるもの及びこれらに由来する細胞のうち、別に厚生労働省健康局長が定める細則(以下「細則」という。)に規定する細胞をいう。ただし、ヒトES細胞及びこれに由来する細胞を除く。

<細則>

(印に規定する細則に規定する細胞は、組織幹細胞(例えば、造血系幹細胞、神経系幹細胞、間葉系幹細胞(骨髄間質幹細胞・脂肪組織由来幹細胞を含む。)、角膜幹細胞、皮膚幹細胞、毛胞幹細胞、腸管幹細胞、肝幹細胞及び骨格筋幹細胞)及びこれを豊富に含む細胞集団(例えば、造血系幹細胞を含む全骨髄細胞)をいい、血管前駆細胞、臍帯血及び骨髄間質細胞を含む。また、体外でこれらの細胞を培養して得られた細胞を含む。

- (2) 研究者 ヒト幹細胞臨床研究を実施する者をいう。ただし、研究責任者を除く。
- ③ 研究責任者 研究機関において、研究者に必要な指示を行うほか、ヒト幹細 胞臨床研究に係る業務を統括する者をいう。
- (4) 研究者等 研究者、研究責任者、研究機関の長その他のヒト幹細胞臨床研究 に携わる者をいう。
- (5) 研究機関 ヒト幹細胞臨床研究を実施する機関(ヒト幹細胞の採取又は調製を行う機関を 含む。)をいう。
- (6) 倫理審査委員会 ヒト幹細胞臨床研究の実施、継続又は変更の適否その他の ヒト幹細胞臨床研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的観点から 審議するため、ヒト幹細胞の移植又は投与を行う研究機関の長の諮問機関とし て置かれた合議制の機関をいう。
- (7) 重大な事態 被験者の死亡その他のヒト幹細胞臨床研究の実施に際して生じた重大な事態及びヒト幹細胞臨床研究の実施に影響を及ぼすおそれがある情報の提供を受けた事態をいう。

- (8) 被験者 ヒト幹細胞臨床研究において投与又は移植の対象となる者をいう。
- (9) 提供者 ヒト幹細胞臨床研究において自らのヒト幹細胞を提供する者をいう。
- (ii) インフォームド・コンセント 研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者から、事前にヒト幹細胞臨床研究に関する十分な説明を受け、当該臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて、被験者又は提供者となること及びヒト幹細胞の取扱いについて、当該研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者に対して与える同意をいう。
- (II) 代諾者 被験者又は提供者となるべき者が単独で同意を与える能力を欠いている場合において、親権を行う者、配偶者、後見人その他の本人の意思及び利益を最もよく代弁できると判断される者であって、本人に代わってインフォームド・コンセントを与え得るものをいう。
- (II) 調製 提供者から採取されたヒト幹細胞を被験者に移植又は投与するために加工することをいう。
- (I) 調製機関 ヒト幹細胞臨床研究のために用いられるヒト幹細胞を調製する機関をいう。
- (M) ロット 一連の調製工程により均質性を有するように調製されたヒト幹細胞の一群をいう。
- (II) 最終調製物 被験者に移植又は投与する、最終的に調製されたヒト幹細胞をいう。
- (M) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の 情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで きることとなるものを含む。)をいう。

なお、死者に係る情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報となる。

- (II) 保有個人情報 研究者等が実施するヒト幹細胞臨床研究に係る個人情報であって、当該研究者等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。
- (※) 未成年者 満20歳未満の者であって、婚姻をしたことがないものをいう。
- (例) 代理人 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有個人情報の利用目的の通知 、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求め(以下「開示等の求め」という。)をすることにつき本人が委任した代理人をいう。

第3 適用範囲

1 この指針は、第4に規定する対象疾患等に関するものであって、ヒト幹細胞を、 疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究を 対象とする。

<細則>

ヒト幹細胞臨床研究においては、採取、調製及び移植又は投与は基本的には同一機関内で実施 されるものであるが、薬事法(昭和35年法律第145号)における治験以外で採取、調製及び 移植又は投与の過程を複数の機関で実施する場合が考えられ、これに対してはこの指針が適用さ れる。例えば、医師である研究者が自らの患者への投与を目的として調製機関に赴いて調製する 場合である。

ただし、次のいずれかに該当するものは、この指針の対象としない。

① 診断又は治療のみを目的とした医療行為

<細部ト>

①に規定する医療行為は、安全性及び有効性が確立されており、一般的に行われている医療行 為を指す。

- ② 胎児(死胎を含む。)から採取されたヒト幹細胞を用いる臨床研究
- 2 この指針は、日本国内において実施されるヒト幹細胞臨床研究を対象とするが、 我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共 同で研究を行う場合は、日本国外において実施されるヒト幹細胞臨床研究も対象 とし、研究者等は、当該実施地の法令、指針等を遵守しつつ、この指針の基準に 従わなければならない。

ただし、この指針と比較して当該実施地の法令、指針等の基準が厳格な場合には、当該基準に従ってヒト幹細胞臨床研究を実施しなければならない。

<細則>

- 1 この指針が施行される前にすでに着手され、現在実施中のヒト幹細胞臨床研究については、この指針は適用しないが、できる限り、この指針に沿って適正に実施しなければならない。
- 2 我が国の研究機関が日本国外において研究を行う場合及び海外の研究機関と共同で研究を行う場合において、この指針の基準が相手国の法令、指針等の基準よりも厳格な場合であって、かつ次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該相手国の基準に従って研究を行うことができる。
- (1) 相手国においてこの指針の適用が困難であること。
- (2) 次に掲げる事項が適切に措置されることについて、我が国の研究機関の倫理審査委員会及 び倫理審査委員会に準ずる委員会の審査を受け、研究機関の長が適当であると判断している こと。
- ① インフォームド・コンセントを受けられること。
- ② 被験者及び提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること。
- ③ 当該研究の実施計画が、倫理的及び科学的観点から相手国において承認されること、又は 相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国の研究機関内の倫理審査委員会若しくはこれ に準ずる組織により承認され、相手国の研究機関の長により許可されること。

第4 対象疾患等

ヒト幹細胞臨床研究の対象は、次に掲げる要件に適合するものに限る。

(1) 重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患又は一定程度身体 の機能若しくは形態を損なうことによりQOL(生活の質)を著しく損なう疾 患であること。

- (2) ヒト幹細胞臨床研究による治療の効果が、現在可能な他の治療と比較して優れていると予測されるものであること。
- (3) 被験者にとってヒト幹細胞臨床研究の治療により得られる利益が、不利益を 上回ると十分予測されるものであること。

第5 基本原則

1 有効性及び安全性の確保

ヒト幹細胞臨床研究は、十分な科学的知見に基づき、有効性及び安全性が予 測されるものに限る。

2 倫理性の確保

研究者等は、生命倫理を尊重しなければならない。

3 被験者等のインフォームド・コンセントの確保

ヒト幹細胞臨床研究は、被験者及び提供者(以下「被験者等」という。)の インフォームド・コンセントが確保された上で実施されなければならない。ま た、インフォームド・コンセントを受ける者(以下「説明者」という。)は、 研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者であって、原則として、医師 でなければならない。

<細則>

3に規定する医師には、歯科医師を含む。

4 品質等の確認

ヒト幹細胞臨床研究に用いるヒト幹細胞は、少なくとも動物実験において、 その品質、有効性及び安全性が確認されているものに限る。

5 公衆衛生上の安全の配慮

ヒト幹細胞臨床研究は、公衆衛生上の安全に十分配慮して実施されなければ ならない。

6 情報の公開

研究機関の長は、計画又は実施しているヒト幹細胞臨床研究に関する情報の 適切かつ正確な公開に努めるものとする。

7 個人情報の保護

(1) 被験者等に関する個人情報については、連結可能匿名化(必要な場合に個人を識別できるように、その個人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。)を行った上で取り扱うものとする。なお、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて地方公共団体において制定される条例等が適用されるそれぞれの研究機関は、保有個人情報の取扱いに当たっては、それぞれに適用される法令、条例等を遵守する必要があることに留

意しなければならない。

② 研究者等、倫理審査委員会の委員及び倫理審査委員会に準ずる委員会の委員 は、ヒト幹細胞臨床研究を行う上で知り得た被験者等に関する個人情報を正当 な理由なく漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

第2章 研究の体制等

第1 研究の体制

- 1 すべての研究者等の基本的な責務
- (1) 被験者等の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守ることは、ヒト幹細胞臨床研究に携わる研究者等の責務である。
- ② 説明者は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たっては、被験者又は提供者となるべき者に対し、当該臨床研究の実施に関し必要な事項について十分な説明を行い、文書でインフォームド・コンセントを受けなければならない。

<細則>

- 1 採取並びに移植又は投与ごとに、インフォームド・コンセントを受けなければならない。
- 2 説明者ごとに文書でインフォームド・コンセントを受けなければならないわけではなく、研 究責任者が代表して受けるなど、被験者等ごとに一つの文書によるインフォームド・コンセン トを受けることが可能である。
- ③ 研究者等は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他の関連する情報及び十分な実験 結果に基づかなければならない。
- (4) 研究者等は、環境に影響を及ぼすおそれのあるヒト幹細胞臨床研究を実施する場合又はヒト幹細胞臨床研究の実施に当たり動物を使用する場合には、当該 臨床研究の実施に当たって十分な配慮をしなければならない。
- (5) 研究者等の個人情報の保護に係る責務は、次のとおりとする。
- ① ヒト幹細胞臨床研究の結果を公表する場合には、被験者等を特定できないように行わなければならない。
- ② あらかじめ被験者等の同意を得ないで、インフォームド・コンセントで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有個人情報を取り扱ってはならない。
- ③ 保有個人情報について、その利用目的を変更する場合(④に規定する場合を除く。)には、改めて被験者等に当該変更の内容を説明し、同意を得なければならない。ただし、細則で規定する場合を除く。

<細則>

③に規定する細則で規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが 困難であるとき。

.

5